

浦安市障がい福祉サービス等従事者住宅手当支給事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月17日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市告示第25号

浦安市障がい福祉サービス等従事者住宅手当支給事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市障がい福祉サービス等従事者住宅手当支給事業費補助金交付要綱（平成29年告示第105号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号キ中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

第5条中「20,000円」を「25,000円」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。